医科点数表第２章第10部手術通則第５号及び第６号（歯科点数表第２章第９部手術通則第４号）に掲げる手術の実施件数

区分１に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	4
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術，肺静脈隔離術	42

区分２に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分３に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母子化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

区分４に分類される手術	85

その他の区分に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	105
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	42
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	22
急性心筋梗塞に対するもの	2
不安定狭心症に対するもの	2
その他のもの	18
経皮的冠動脈粥腫切除術	1
経皮的冠動脈ステント留置術	64
急性心筋梗塞に対するもの	8
不安定狭心症に対するもの	8
その他のもの	48

期間：2025年１月～１２月

安房地域医療センター